

## 計画書

### 阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、武庫之荘9丁目5生産緑地地区ほか3地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
武庫之荘9丁目5生産緑地地区	約0.02ha	伊丹市側の約0.03haと一団
武庫町1丁目10生産緑地地区	約0.05ha	
浜田町1丁目4生産緑地地区	約0.06ha	
田能3丁目14生産緑地地区	約0.24ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地地区中、武庫町3丁目11、水堂町4丁目1、田能3丁目19-2、田能1丁目6、東園田町4丁目4、食満5丁目10-1、若王寺3丁目6の各生産緑地地区を廃止する。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

別添理由書のとおり

## 理　由　書

生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取り申出がなされたが、市長による買取り及び農業従事者への取得あっせんが不調となり、同法第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された。

このため、継続的な生産緑地の維持が不可能となり、生産緑地地区の変更及び廃止を行うもの。